

ペダルが付いていても自転車ではありません！

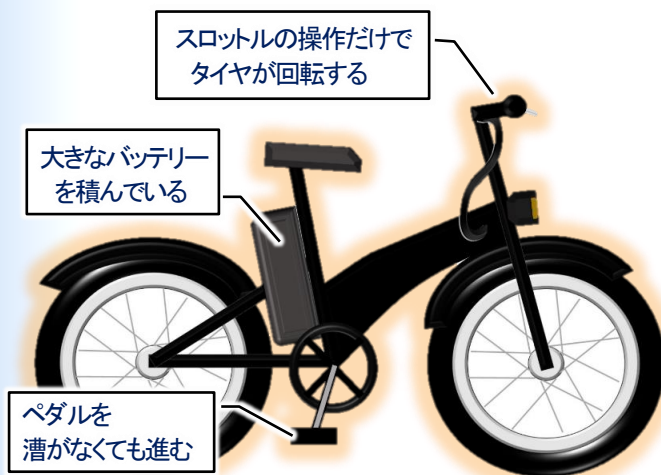
自分が乗らない！
家族や仲間も
乗らせない！

自転車のような見た目をした

モペッド！

違法な「ペダル付き電動バイク」に注意

自転車のようにペダルが付いていても、
モーターの力だけで進む場合、その乗り物は「**バイク**」です。
ペダルのみで走行していても **自転車扱いにはなりません**。
公道の走行にはモーターの出力に応じた **運転免許が必要** です。



違法になるポイント

- ❑ **バイクのナンバーを取り付けていない**
- ❑ **バックミラーやウィンカーなど必要な部品が付いてない**
- ❑ **ヘルメットを被らない**
- ❑ **バイクの交通ルールを守らず自転車かのように走行する**

交通ルールを守り、正しくバイクとして乗用していれば、ペダル付き電動バイク自体は違法ではありません。

「電動アシスト自転車」や「特定原付」だと偽り 運転免許が必要ないと販売する悪質業者に注意

ペダル付き電動バイクの正しい交通ルールを提示せず、誤った情報や説明で
運転免許がいらないと偽り販売する行為がインターネット上で多く見られます。

「電動アシスト自転車」とは違う！

電動アシスト自転車もペダルとモーターがありますが、
モーターの力だけでは進みません。
モーターはペダルを漕ぎだす力をアシストし、
アシストする出力には基準や制限があります。
自転車(軽車両)なので運転免許は不要です。

TSマーク



電動アシスト自転車は
「TSマーク」が付いたもの
を選んで購入しましょう！



「特定原付」とは違う！

特定原付は特定小型原動機付自転車の略称で、
16歳以上は運転免許不要で運転ができます。
ナンバーの取り付け、自賠責の加入は必要です。
認められるためには車体の大きさや構造に
明確な定めがあります。

最高速度表示灯
(緑のライト)が
必ず付いています

